

(件名)

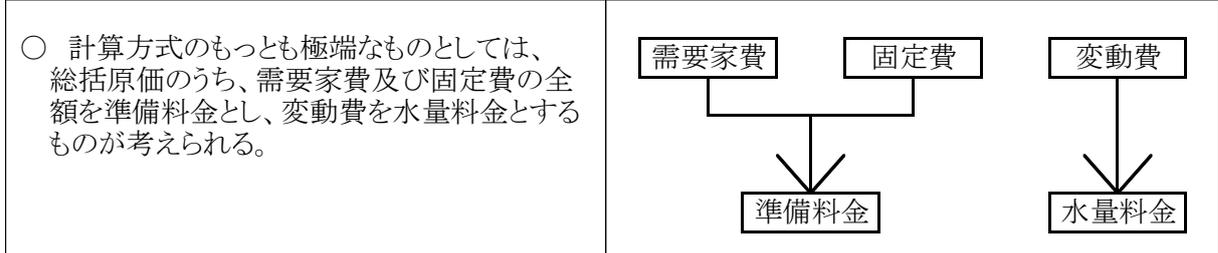
総括原価の配賦について

(静岡県大井川広域水道企業団)

1 概要

水道料金算定要領の「Ⅱ説明資料」中「2. 総括原価」で総括原価の原則等に関する記載があり、「3. 料金体系」で料金体系の原則等が記載されている。
以下、算定要領に基づき、総括原価の配賦について検討する。

2 水道料金算定要領の「3. 料金体系 (3)個別原価計算基準 イ 基本的な考え方」について



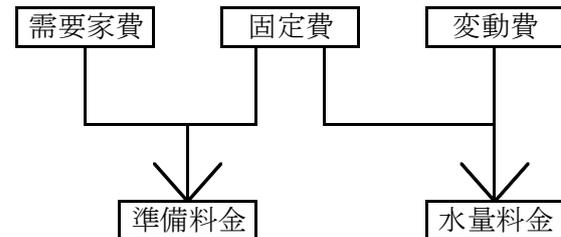
水道料金算定要領の(上記)に基づくもっとも極端な計算方式による試算

(単位:円/m³)

	現行	R11 ~15	R16 ~20	R21 ~25	R26 ~30	R31 ~35	R36 ~40	R41 ~45	R46 ~50	R51 ~55
基本料金 (更新)	31.0	14.9	27.1	33.1	38.7	46.7	54.4	60.5	64.5	61.1
基本料金 (旧)		40.4	38.8	28.7	18.0	16.2	10.8	8.1	9.6	2.4
基本料金計	31.0	55.3	65.9	61.8	56.7	62.9	65.2	68.6	74.1	63.5
使用料金	32.0	11.1	11.1	11.1	11.1	11.2	11.2	11.2	11.3	11.3

基本料金が極めて大きくなる

○ しかし、かかる方式は、基本料金が著しく高額になり料金制度そのものとしても問題があるとともに、水道事業における生活水の低廉な確保という料金設定の原則にももたらすこととなる。
また、水道事業では、原浄水の貯留がある程度可能であるので、固定費全額が各使用者の需要の特性に比例するとみることは、必ずしも適当ではない。したがって、固定費のうち、比較的各使用者の需要の特性に比例するもの及び需要家費を準備料金とすることが妥当である。



3 料金算定における固定費の配賦について

◎ 水道料金算定要領で「3. 料金体系 (3)個別原価計算基準 イ 基本的な考え方」以降に示される固定費の配賦方法は、**末端給水事業の料金設定において、固定費の一部を使用料金へ配賦することで、少量使用者の基本料金が高額にならないよう配慮する方法である。**

ロ 使用者群の区分	給水管の口径別により適当な段階に区分して設定
ハ 従量料金	使用者群の差異に関わらず均一料金制とする
ニ 総括原価の分解及び配賦	総括原価は需要家費、固定費及び変動費の三費目に分解
ホ 特別措置	生活水に対する配慮及び給水需給の実態等から、必要がある場合には、特別措置を講ずることができるものとする。

企業団は、平成29年度料金改定で総括原価方式に基づき原価を算定し、減価償却費及び資本費用以外の原価を使用料金に配賦することで、基本料金と使用料金の調整を図ったが、新たに3部料金制を採用することから、現行の原価配分について再度精査し協議してきた。